

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月12日

照会部署名 加古川年金事務所適用調査課

照会担当者 適用調査課長 太田

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 濟

(案件)

(受付番号) No. 2010-389	給与所得者の被扶養者認定にかかる収入の取り扱いについて
------------------------	-----------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

妻(60歳未満)の収入が、給与収入135万円、自営業の所得マイナス100万円の場合、扶養親族(所得税法上)では、妻の収入を35万円と考えるため、配偶者控除が可能となります。被扶養者(健康保険)の収入についても、同様に取り扱いしてもよろしいでしょうか。

以下の点について、ご教示願います。

① 自営業所得については、総収入から必要経費(生産活動に要する原材料)

を差し引いた所得が対象になりますが、給与収入とマイナス所得がある場合の具体的な取り扱いをご教示願います。

・給与収入からマイナスの自営業所得を差し引きし、その差額を収入と考えるのか。

・自営業所得を0円と扱い、給与収入のみを収入とみなすのか。

また、扶養親族(所得税法)と被扶養者(健康保険)の収入の取り扱いが異なるのであれば、その根拠となる条文等をご教示願います。

なお、お客様(被保険者)より本部での回答を希望されていますので、至急、ご教示をお願いします。

(回答)

扶養認定基準については、昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号により、収入基準を定めているところであり、収入の算定については、昭和61年4月1日庁保険発第18号により同様の扱いをしているところである。

一般的に収入とは、金銭、現物を問わず、自分の所有とすることを意味するが、健康保険法上の被扶養者認定における収入について、自営業者であれば、必要経費を控除した後の額とされている。

これは、収入認定の対象とする収入を「生計を維持するために投入しうる収入」と考え、当該事業収入を得るために要する費用を差し引いた額が、生計を維持するために投入しうる収入とみなしているためであると解される。

よって、被扶養者認定における年間収入は、生計を維持するための投入しうる額をすべて含めて、収入とするのが妥当である。

また、「年間収入とは、認定対象者が、被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定することであり、一般的には前年の収入によって現在の状況を判断しても差し支えないが、算定された年間収入が今後とも同水準で得られることが前提であること」から、ご照会の事例のように、自営業所得にマイナスがある場合は、その所得が今後とも同水準で得られると認められることが前提であれば、他の収入と併せて（差し引いて）収入とするのが妥当である。

その場合、マイナス所得が明確にされている書類を確認したうえで、判断いただきたい。

なお、所得税法上の扶養に入る（控除対象配偶者になる）ことは、1月から12月の1年間に実際に得た収入で判断しており、健康保険では、認定時における収入状況にて判断することとなるので、取扱いや考え方は異なる。

回答日 平成22年11月12日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上仁武

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上